



府公第 118 号 - 1
平成 26 年 5 月 26 日

公文書管理委員会
委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

写

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙総務省行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

総務省行政文書管理規則の一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 改正国公法の成立・施行に伴う改正について

改正国公法の成立・施行に伴い、行政管理局の機構・定員査定に係る事務が、内閣官房に新たに設置される内閣人事局に移管されること、総務省行政文書規則（平成 23 年総務省訓令第 16 号）の別表第 1 及び第 2 について、所要の改正を行うもの。

(2) 集中管理に係る規定の改正について

現行の規定では、総括文書管理者は平成 25 年度までに、総務省における「集中管理の推進に関する方針」を定めるものとされているが、当該方針については、すでに平成 25 年 3 月 29 日付けで定められていることから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 改正国公法の成立・施行に伴う改正について

別表第 1 中「23 機構及び定員の審査に関する事項」欄及び別表第 2 中「23 機構及び定員の審査に関する事項」欄を削る。

(2) 集中管理に係る規定の改正について

第 20 条「集中管理の推進」に係る規定について、平成 25 年 3 月 29 日付けで定められた「集中管理の推進に関する方針」を踏まえて改正する。

3 今後のスケジュール

施行：平成 26 年 5 月 30 日（改正国公法の施行日と同日）

(案)

○総務省訓令第 号

総務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

総務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

総務省行政文書管理規則（平成23年総務省訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（行政文書ファイル等の集中管理）

第20条 副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等を適切に保存するとともに、集中管理を行うものとする。

別表第1中

「

23	機構及び定員の審査に関する事項	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

」

を削り、同表中事項欄24を23とし、25から28を1ずつ繰り上げる。

また、別表第2中

「

23	機構及び定員の審査に関する事項	(略)	(略)
----	-----------------	-----	-----

」

を削り、同表中事項欄24を23とし、25から28を1ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)			
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)
<u>23</u>	(略)	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	(略)	(略)	(略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)			
<u>23</u>	機構及び定 員の審査に 関する事項	機構又は定員の審査に関する 立案の検討、実施に関する重要 な経緯	移管
<u>24</u>	(略)	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	(略)	(略)	(略)
<u>28</u>	(略)	(略)	(略)